

# 産業廃棄物実績報告は

# 電子申請で

# 早く楽に！



## ◎ 電子申請で産業廃棄物実績報告が簡単に提出できます。

埼玉県の電子申請・届出サービスを利用すれば、産業廃棄物実績報告書を、インターネットを通じて環境管理事務所に直接提出できます。

## ◎ 電子申請を利用するメリット

- ・ 持参、郵送の手間いらず！
- ・ 夜間、休日でもOK！セキュリティも安心。
- ・ 報告書データはパソコンに保存可能。
- ・ 電子署名、利用者ID（利用者情報登録）、パスワードの取得不要。

**利用期間** 土日、休日を含む24時間使用できます。（保守時間を除く）

**費用** **無料**（環境設定に係る費用、通信費用を除く）

**電子申請が利用できる実績報告**（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に基づく報告）

- ・ 産業廃棄物処理実績報告書（様式第17号）
- ・ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬実績報告書（様式第19号（1））
- ・ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分実績報告書（様式第19号（2））

**電子申請に必要な環境設定**（詳しくは電子申請の「FAQ」をご覧ください）

例) ソフトウェア	OS	Windows 8.1、Windows 10
	ブラウザ	Microsoft Edge
	その他	Microsoft Word/Excel

**アクセス** 埼玉県庁ホームページからアクセスできます。（裏面をご覧ください。）

**詳細** 電子申請メニュー画面の「利用方法」、「よくある質問」をご覧ください。

**お問合せ先** 埼玉県環境部産業廃棄物指導課監視・指導・撤去担当 Tel 048-830-3135  
※ 報告内容に関するお問い合わせは、管轄する環境管理事務所までお願いします。

電子申請へのアクセス方法（埼玉県庁ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/>）

① 埼玉県庁ホームページの「暮らし・環境」を選択



② 「暮らし」中の「ごみ・リサイクル」を選択



③ 「産業廃棄物」中の「産業廃棄物を処理する方」を選択



④ 「廃棄物実績報告」中の「電子申請・届出サービス」を選択

- [「電子申請・届出サービス」](#)（トップページからの申請手順は以下のとおりです。）
- 「電子申請・届出サービス」画面の「お問い合わせ」で「埼玉県への申請・届出」をクリックしてください。
  - 次の画面の「検索メニュー」の「手続き名」欄に以下のキーワードを入力し、検索をクリックしてください。
    - 「産業廃棄物処理実績報告（様式第17号）」を行う場合：「処理実績」
    - 「産業廃棄物の収集運搬実績報告（様式第19号(1)）」を行う場合：「運搬実績」
    - 「産業廃棄物の処分実績報告（様式第19号(2)）」を行う場合：「処分実績」
  - 検索結果の中から提出先となる環境管理事務所を選んで電子申請を行ってください。

画面の指示に従って、データの入力、保存、報告書の提出（電子申請）を行ってください。



埼玉県のマスコット  
コバトン

●お問合せ先

- 実績報告の内容については…埼玉県環境部 産業廃棄物指導課監視・指導・撤去担当 Tel 048-830-3135
- 電子申請の操作方法については…電子申請コールセンター Tel 0120-464-119（平日 9:00～17:00）

★ 産業廃棄物実績報告の報告期間は毎年度 4月1日から6月30日までとなっています。